

法人・団体様用

寄付金に対する税制上の優遇措置

滋賀学園への寄付金は、法人税法に基づき、寄付金額が当該事業年度の損金に算入されます。

損金算入に当たっては、「④受配者指定寄付金(寄付金の全額を損金に算入可能)」と「⑥特定公益増進法人に対する寄付金(寄付金を一定の限度額まで損金に算入可能)」とがあります。

※損金算入とは、上記の「所得の金額」に一定の税率をかけた数値が法人税となりますが、損金は費用の一部ですので、その分法人税負担を減少できるということです。

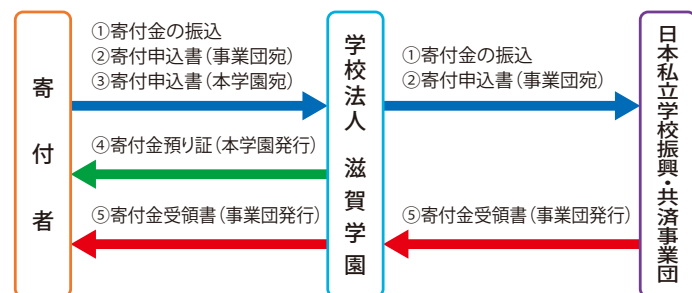
※寄付者が法人として寄付金を支出した場合でも、所轄税務署がその法人の役員等が個人として負担すべきものと認めるものについては、その負担すべき者に対する給与とみなされることがあります。

※法人が各事業年において支払った寄付金の額を仮払金等として処理した場合においても、当該寄付金はその支払った事業年度において支出したものとされます。したがって翌年度の寄付金支出として認められません。

④ 受配者指定寄付金(寄付金の全額を損金に算入可能)の場合

受配者指定寄付金制度とは、学校法人に対する企業等法人からの寄付金をいったん日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」)が受入れて、その後、同事業団から寄付者の指定した学校法人へ配付する制度です。寄付金を支出した事業年度において所得の金額の計算上、寄付金の金額を損金に算入することができます。指定寄付による損金算入手続きには、事業団発行の「寄付金受領書」が必要となります。この「寄付金受領書」は、本学園を經由して寄付者に送付いたします。

なお、諸手続の関係上、ご入金から受領書の発行まで約2ヶ月程度のお時間が必要です。



⑥ 特定公益増進法人に対する寄付金

(寄付金を一定の限度額まで損金に算入可能)の場合

特定公益増進法人に対する寄付金として、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で損金として算入できます。この寄付金による損金算入は、本学園発行の「寄付金領収書」と「特定公益増進法人証明書(写)」によって手続きができます。両書類は、寄付金の本学園に入金された後、1週間程度でお送りいたします。

特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額の計算方法

$$\left( \frac{\text{期末資本金および資本積立金} \times \frac{\text{事業年度月数}}{12\text{ヶ月}} \times \frac{3.75}{1000} \right) + \left( \frac{\text{寄付金支出前の所得金額}}{100} \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2} = \text{損金算入限度額}$$

特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入例

	損金算入例①	損金算入例②	損金算入例③
期末資本金および資本積立金	500万円	1,000万円	1億円
事業年度月数	12ヶ月	12ヶ月	12ヶ月
寄付金支出前の所得金額	100万円	300万円	1,000万円
損金算入限度額	40,625円	112,500円	500,000円

※特定公益増進法人に対する寄付金のうち損金に算入されなかった金額は、「一般の寄付金」として別途損金算入することができます。

※所得金額は当期純利益ではありません。所得金額は、企業会計上の当期純利益に企業会計と法人税の異なる部分を調整(加算、減算)して計算されます。

なお、詳しくはお近くの税務署等にお尋ねください。



教育充実支援募金のご案内



## 学校法人滋賀学園 ご寄付のお願い

学校法人滋賀学園は、昭和8年に創始者 森 はなが和服裁縫研究所を開設以来、今年89年目を迎えました。建学の精神である「未来の地域社会を切り拓く創意と意欲を持った人材の育成」を礎に教育研究に取り組み、現在では、こども園から中学校・高等学校、短期大学・四年制大学を擁する総合学園として、滋賀の地に根づいてまいりました。これもひとえに、多くの皆様からの多大なるご支援とご協力の賜物と、心より感謝申し上げます。

さて、本学園が今後も地域とともに成長し、地域社会に貢献する人材を育成するため、設置する学校・園に、右記のとおり、教育環境を整備し、教育研究活動の一層の充実を図る計画を進めております。これらを完遂すべく、努力を重ねる所存でございますが、昨今の私立学校を取り巻く環境は、少子化の進展と相まって一段と厳しさを増しています。

つきましては、出費ご多端の折、たいへん恐縮でございますが、募金の趣旨にご賛同賜りまして、本学園にあたたかなご支援、ご協力を賜りますよう、謹んでお願い申し上げます。

なお、この寄付金は、税制上の優遇措置がございますので、詳細は、裏面をご一読いただきますよう、お願い申し上げます。

令和3年8月

学校法人 滋賀学園

理事長 森 美和子

びわこ学院大学

びわこ学院大学短期大学部

学 長 沖 田 行 司

滋賀学園中学・高等学校

校 長 近 藤 芳 治

びわこ学院大学附属こども園あつぷる

園 長 池之内 理恵

## 学校法人 滋賀学園 寄付金募集要項

### ■ 募集目的

学校法人滋賀学園が設置する学校の教育研究活動の充実および教育研究環境の整備費用に充当させていただきます。当面の環境整備は以下のとおり予定しております。

- ・大学院の開設（令和6年4月、構想中）
- ・びわこ学院大学 校舎増築（令和6年4月、構想中）
- ・滋賀学園高等学校 多目的運動場の増設・整備（令和3年4月～）
- ・びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 第2コンピューター室改修工事（令和3年8月）
- ・びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 体育館屋上改修工事（令和3年4月～）
- ・びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 遠隔授業の環境充実（令和3年8月）
- ・びわこ学院大学附属こども園あつぷる 保育・教育環境の充実
- ・新型コロナウイルス感染症対策 設備、備品の充実

### ■ 募集対象

趣旨にご賛同いただける個人の皆様（卒業生、在学（校）生、保護者、教職員、一般有志）および法人・団体の皆様

### ■ 寄付金目標金額

2億円

### ■ 金額

法人・団体の皆様 1口 10,000円

金額の多寡に関わらず、ありがたくお受けいたします。

複数口でご寄付いただけますと幸いです。

### ■ 募集期間

令和3年8月1日より令和5年3月31日まで

### ■ その他

ご寄付いただいた皆様のご芳名は、寄付者名簿を作成・保存させていただきます（掲載を希望されない場合は、寄付申込書にご記入ください。）

また、寄付金業務を通して入手した個人情報については、本業務以外には使用いたしません。

### ■ お問い合わせ・お申込み

学校法人滋賀学園 法人本部 寄付金担当

TEL 0748-23-0858 FAX 0748-23-6145

MAIL kifu@shiga-gakuen.net

## お申込・払込み方法

### ① 受配者指定寄付金の場合

1. 本学所定の寄付申込書と受配者指定寄付申込書(様式1-1)に必要事項をご記入の上、学校法人滋賀学園 法人本部 寄付金担当宛にご郵送、FAXまたはEメールで送付してください。
2. 寄付申込書を本学園にお送りいただいた後、下記口座へ寄付金をお振込みください。なお、恐縮ですがお振込み手数料はご負担をお願いいたします。

振込先 湖東信用金庫 緑町支店  
普通 363415  
学校法人滋賀学園 教育充実支援募金

3. お振込を確認後、本学園より、「寄付金預り証」を送付させていただきます。
4. 後日、日本私立学校振興・共済事業団発行の「寄付金受領書」を送付させていただきます。

### ② 特定公益増進法人に対する寄付金の場合

1. 本学所定の寄付申込書に必要事項をご記入の上、学校法人滋賀学園 法人本部 寄付金担当宛にご郵送、FAXまたはEメールで送付してください。
2. 寄付申込書を本学園にお送りいただいた後、下記口座へ寄付金をお振込みください。なお、恐縮ですがお振込み手数料はご負担をお願いいたします。

振込先 湖東信用金庫 緑町支店  
普通 363415  
学校法人滋賀学園 教育充実支援募金

3. お振込を確認後、本学園より、「寄付金領収書」と「特定公益増進法人証明書(写)」を送付させていただきます。

## 学校法人 滋賀学園

〒527-0003 滋賀県東近江市建部北町520-1

TEL 0748-23-0858 FAX 0748-23-6145